

※店舗ごとに作成し、当該店舗の支給額を支給申請書に転記後、併せてご提出ください。

【新規開店特例】 別添4（「午後8時までの時短」又は「休業」を選択した認証店及び非認証店）

店舗ごとの協力金支給申請額計算書

店舗名（屋号）				
開業日	令和	年	月	日開業

以下のフロー図の質問を基に、該当する計算方法を選択していただき、数値を入力してください。
支給額等を必ずご確認の上、「上記内容で申請します」にチェックしてください。

【売上高方式】 ※売上高は、飲食業（宅配、テイクアウトサービスを除く）とし、消費税及び地方消費税を除いた額となります。

1日あたりの売上高は、75,000円を超えますか？
（1日あたりの売上高＝開店日から時短営業開始日の前日までの売上高総額÷開店日から時短営業開始日の前日までの日数）

はい

いいえ又は不明

支給額は1日あたり3万円です（売上高の証明は不要）。
以下を記入して支給額を確定してください。

$$30,000 \text{ 円} \times \frac{\text{時短協力日数 (原則15日)}}{\text{日}} = \frac{\text{当該店舗への支給額}}{\text{円}}$$

上記内容で申請します

支給額の計算が必要です。以下を記入して支給額を確定してください。

開業から時短開始日の前日までの売上高	開業から時短開始日の前日までの日数	
① <input type="text"/> 円	② <input type="text"/> 日	× 0.4 =
		③ <input type="text"/> 円
		千円単位切上
		1日あたりの支給単価
		④ <input type="text"/> 円

※最大10万円

$$\frac{\text{1日あたりの支給単価}}{\text{円}} \times \frac{\text{時短協力日数 (原則15日)}}{\text{日}} = \frac{\text{当該店舗の支給額}}{\text{円}}$$

上記内容で申請します